

第3 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第83条（基本使用料等の支払い義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 付 加 機 能 使 用 料 の 適 用                      |   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
|--|---|------|---------------------|--------------------------------------|------------|------|--|----------------------------------|-------------|------------------------------|--|------------------------------|---|
| (1) 付加機能使用料の適用除外                         | <p>ア 当社は、ソフトバンクサービス契約者（当社とソフトバンクパケットサービス契約を締結し、当社が別に定める付加機能を利用している者に限ります。）に着信指定機能（指定する数が2のものに限ります。）を提供するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その付加機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、ソフトバンクサービス契約者が基本使用料について、次表の料金種別を選択しているときは、同表に規定する付加機能請求があったものとして取扱い、2（料金額）の規定にかかわらず、その付加機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="395 526 1476 667"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>請求があったものとして取り扱う付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種RM</td> <td>文字メッセージ機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、プリペイドサービス契約者（第二種プリペイドサービス契約者にあつては、第2（プリペイドサービス契約に係る前払い料金）1（適用）に規定する料金区分（以下「料金区分」といいます。）のプランBIIを選択している者に限ります。以下この欄において同じとします。）に次表の付加機能を提供するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その付加機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="395 840 1476 981"> <thead> <tr> <th>付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文字メッセージ機能（電子メール変換機能及びメッセージ管理・通知機能に限ります。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、ウに規定する付加機能を提供する場合において、第二種プリペイドサービス契約者が料金月（当該付加機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の起算日以外の日に料金区分を変更したときの付加機能使用料の取扱いについては、次表に規定するのとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="406 1115 1476 1400"> <thead> <tr> <th></th> <th>付加機能使用料の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 料金区分をプランAIIからプランBIIへ変更したとき</td> <td>料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>2 料金区分をプランBIIからプランAIIへ変更したとき</td> <td>料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table> | 料金種別 | 請求があったものとして取り扱う付加機能 | 第1種RM                                | 文字メッセージ機能  | 付加機能 | 文字メッセージ機能（電子メール変換機能及びメッセージ管理・通知機能に限ります。） |                                  | 付加機能使用料の取扱い | 1 料金区分をプランAIIからプランBIIへ変更したとき | 料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要しません。 | 2 料金区分をプランBIIからプランAIIへ変更したとき | 料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要します。 |
| 料金種別                                     | 請求があったものとして取り扱う付加機能   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 第1種RM                                    | 文字メッセージ機能   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 付加機能                                     |   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 文字メッセージ機能（電子メール変換機能及びメッセージ管理・通知機能に限ります。） |   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
|  | 付加機能使用料の取扱い   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 1 料金区分をプランAIIからプランBIIへ変更したとき             | 料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要しません。  |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 2 料金区分をプランBIIからプランAIIへ変更したとき             | 料金区分の変更があった日を含む料金月の翌料金月以降から2（料金額）に規定する付加機能使用料の支払いを要します。   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| (2) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用       | <p>ア ソフトバンクサービス契約者が次表に規定する付加機能の利用の請求を同時に行つた場合には、その契約者回線1回線ごとに、2（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額に代えて同表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="395 1568 1476 1742"> <thead> <tr> <th>付加機能</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信中着信機能、三者通信機能及び留守番通信機能②（追加機能に限ります。）</td> <td>380円（399円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ソフトバンクパケットサービス契約者が次表に規定する付加機能を同時に利用の請求をした場合には、その契約者回線1回線ごとに、2（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額に代えて同表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="395 1881 1476 2027"> <thead> <tr> <th>付加機能</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スーパーメール機能（追加機能を含みます。）及び指定先情報接続機能</td> <td>100円（105円）</td> </tr> </tbody> </table>  | 付加機能 | 料金額（月額）             | 通信中着信機能、三者通信機能及び留守番通信機能②（追加機能に限ります。） | 380円（399円） | 付加機能 | 料金額（月額）                                  | スーパーメール機能（追加機能を含みます。）及び指定先情報接続機能 | 100円（105円）  |                              |  |                              |   |
| 付加機能                                     | 料金額（月額）   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 通信中着信機能、三者通信機能及び留守番通信機能②（追加機能に限ります。）     | 380円（399円）  |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| 付加機能                                     | 料金額（月額）   |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |
| スーパーメール機能（追加機能を含みます。）及び指定先情報接続機能         | 100円（105円）  |      |                     |                                      |            |      |  |                                  |             |                              |  |                              |   |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| (3) 付加機能の利用の請求の取扱い       | 当社は、次表に規定する付加機能については、ソフトバンクサービス契約者又はプリペイドサービス契約者から請求があったものとして取扱います。                                   |   |
|                          |   | 利用の請求があったものとして取り扱う付加機能  |
|                          | (ア) ソフトバンクサービス契約者に係るもの  | 自動着信転送機能、文字メッセージ機能（基本機能、メッセージ拡張機能（電子メール変換機能の利用の請求があったときは特定電子メール配信拒否機能を含みます。）に限りです。）、指定先情報接続機能及び着信指定機能（指定する数が1のものに限りです。） |
|                          | (イ) 第一種プリペイドサービス契約者に係るもの  | 文字メッセージ機能（基本機能、電子メール変換機能及び特定電子メール配信拒否機能に限りです。）及び着信指定機能（指定する数が1のものに限りです。）  |
| (ウ) 第二種プリペイドサービス契約者に係るもの | 文字メッセージ機能（基本機能及びメッセージ拡張機能（電子メール変換機能の利用の請求があったときは特定電子メール配信拒否機能を含みます。）に限りです。）及び着信指定機能（指定する数が1のものに限りです。） |   |

## 2 料金額

### 2-1 ソフトバンクサービス契約又はプリペイドサービス契約に係るもの

| 区 分              |  | 単 位       | 料 金 額 (月 額)    |
|------------------|--|-----------|----------------|
| 1                | その契約者回線に着信する通信を、あらかじめ指定された他の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に、自動的に転送することができるようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料             |
| 提<br>供<br>条<br>件 | <p>(1) ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 自動着信転送機能を利用する場合の時通信間は、この自動着信転送機能により転送される通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの自動着信転送機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(3) 自動着信転送機能により転送される通信に関する料金については、その自動着信転送機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。</p> <p>(4) 自動着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(5) この自動着信転送機能に係る転送先の契約者等から、その転送される通信について間違い通信等のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の届出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(6) 自動着信転送機能を利用している契約者回線への通信又は自動着信転送機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(7) 留守番通信機能を利用しているときは、利用することができません。</p> |           |                |
| 2                | 通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、現に通信中の通信を保留し、その着信に回答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。  | 1契約者回線ごとに | 200円<br>(210円) |
| 提<br>供<br>条<br>件 | <p>(1) ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 三者通信機能を利用しているときは、利用することができません。</p>  |           |                |

|   |           |   |                       |                                    |             |      |
|---|-----------|---|-----------------------|------------------------------------|-------------|------|
|   | 件         |   |                       |                                    |             |      |
| 3 | 三者通信機能    | 通信中に端末設備のボタン操作を行うことにより、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して、同時に三者間で通信ができるようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに             | 200円<br>(210円)                     |             |      |
|   | 提供条件      | (1)ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。<br>(2)通信中着信機能を利用しているときは、利用することができません。   |                       |                                    |             |      |
| 4 | 基本留守番通信機能 | (1)録音・再生機能<br>その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音及び録音されたメッセージの再生を行う機能をいいます。<br>(2)不在案内機能<br>その契約者回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在を案内する等の機能をいいます。  | 1契約者回線ごとに             | (ア) (イ)以外のもの<br><br>300円<br>(315円) |             |      |
| ① | 追加機能      | 録音・再生拡張機能<br>その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音時間及び件数を拡張する機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに             | —<br><br>300円<br>(315円)            |             |      |
|   | 提供条件      | <p>(1)ソフトバンクサービス契約者（当社が北海道区域、東北区域、北陸地域、中国区域、四国区域又は九州区域の取扱所交換設備への登録を行ったソフトバンクサービス契約者に限ります。）に限り提供します。<br/>ただし、追加機能は、当社が九州区域の取扱所交換設備への登録を行ったソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2)留守番通信機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(3)当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から、留守番通信機能へ接続（ソフトバンクサービス契約者以外の者が接続する場合を含みます。）するために、当社が定める電気通信番号をダイヤルして行った次に規定する通信に関する料金は、第5（通信料）2（料金額）2-1-1(3)アに規定する料金額とし、留守番通信機能を利用している契約者が支払うものとし、この場合において、その通信に関する料金は当社が請求するものとし、</p> <p>(ア) 留守番通信機能による録音メッセージの再生を行うための通信。<br/>(イ) 不在案内に係るメッセージの登録を行うための通信。</p> <p>(4)留守番通信機能へは、その契約者回線の留守番通信機能の設定条件により接続します。</p> <p>(5)留守番通信機能に蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの録音時間等その他の提供条件については、次表のとおりとします。</p> |                       |                                    |             |      |
|   |           | 留守番通信機能の登録区域  | 北海道区域、東北区域、中国区域又は四国区域 | 北陸区域                               | 九州区域        |      |
|   |           |   |                       | 基本機能を利用する場合                        | 追加機能を利用する場合 |      |
|   |           | 蓄積できるメッセージの件数   | 20件                   | 20件                                | 5件          | 20件  |
|   |           | 1のメッセージの録音時間  | 3分                    | 3分                                 | 30秒         | 3分   |
|   |           | メッセージの保存期間  | 48時間                  | 24時間                               | 24時間        | 24時間 |

|          |   |   |                 |  |   |
|----------|---|---|-----------------|--|---|
|          |   | <p>(6)留守番通信機能に蓄積できるメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後消去します。</p> <p>(7)(6)の規定によるほか、留守番通信機能の利用の中止等があったときは、既に録音されているメッセージが消去されることがあります。この場合において、消去されたメッセージの復元はできません。</p> <p>(8)自動着信転送機能を利用しているときは、利用することができません。</p> <p>(9)当社は、基本機能を一括して提供します。</p>   |                 |  |   |
| 5        | 基本<br>留守<br>番通<br>信機<br>能   | <p>(1) 録音・再生機能<br/>その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音及び録音されたメッセージの再生を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 不在案内機能<br/>その契約者回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在を案内する等の機能をいいます。</p>   | 1 契約者回線ごとに      | 無料   |   |
| ②        | 追加<br>機能  | <p>(1) 録音・再生拡張機能<br/>その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音時間、件数及び蓄積時間を拡張する機能をいいます。</p> <p>(2) 伝言配信機能<br/>作成したメッセージをその契約者が指定する相手（伝言配信機能を利用している者に限ります。）に配信・録音する機能をいいます。</p> <p>(3) 伝言通知機能<br/>録音・再生機能によりメッセージが録音された場合、契約者があらかじめ指定した契約者回線（携帯電話事業者又は固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。）へそのメッセージを通知する機能をいいます。</p> <p>(4) 伝言ボックス機能<br/>契約者があらかじめ暗証番号を設定することにより、特定の相手との間において、メッセージの配信・録音及び録音されたメッセージの再生をする機能をいいます。</p> <p>(5) 留守番ファクス機能<br/>その契約者回線に着信したファクシミリデータの蓄積及び蓄積されたファクシミリデータを契約者が指定した契約者回線（携帯電話事業者又は固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。）へ配信する機能をいいます。</p> | 1 契約者回線ごとに      | <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>300円<br/>(315円)</p> | <p>(イ) 当社が東海区域の取扱所交換設備に登録したソフトバンクサービス契約者</p> <p>100円<br/>(105円)</p> |
| 提供<br>条件 | <p>(1)ソフトバンクサービス契約者（当社が、関東区域、東海区域又は関西区域の取扱所交換設備に登録したソフトバンクサービス契約者に限ります。）に限り提供します。</p> <p>ただし、伝言ボックス機能は、当社が関東区域又は関西区域の取扱所交換設備に登録したソフトバンクサービス契約者に、留守番ファクス機能は、当社が関東区域又は東海区域の取扱所交換設備に登録したソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2)留守番通信機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(3)当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から、留守番通信機能へ接続（ソフトバンクサービス契約者以外の者が接続する場合を含みます。）するために、当社が定める電気通信番号をダイヤルして行った次表に定める通信に関する料金は、第5（通信料）2（料金額）2-1-1(3)アに規定する料金額とし、留守番通信機能を利用している契約者が支払うものとし、この場合において、その通信に関する料金は当社が請求するものとし、</p> |   |                 |  |   |
|          | 留守番通信機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要する通信   |   | 留守番通信機能の登録区域    |  |   |
|          | (ア) 留守番通信機能の各種設定の登録、確認及び変更等を行うための通信   |   | 関東区域、東海区域又は関西区域 |  |   |
|          | (イ) 留守番通信機能による録音メッセージの再生を行うための通信  |   |                 |  |   |
|          | (イ) 伝言配信を利用し、指定した相手にメッセージを配信するための通信   |   |                 |  |   |

|   |            |
|---|------------|
| (e) 伝言ボックスを利用し、指定した相手にメッセージを配信するための通信   | 関東区域又は関西区域 |
| (f) 留守番ファックスにより、蓄積したファクシミリデータを受信するための通信 | 関東区域又は東海区域 |

(4)留守番通信機能への接続方法は、次のとおりとします。

(7) (i) 以外のとき

その契約者回線の留守番通信機能の設定条件により接続します。

(i) アクセス番号によるとき

その契約者回線の留守番通信機能の設定条件にかかわらず、発信者がアクセス番号（当社が留守番通信機能を提供するにあたって別に定めた番号をいいます。以下同じとします。）を利用することにより、直接接続します。

(5)留守番通信機能に蓄積できるメッセージ及びファクシミリデータの数、1のメッセージの録音時間及びファクシミリデータの容量等その他の提供条件については、次表のとおりとします。

この場合において関西区域においては、留守番ファックス機能を提供していないため、同表のファクシミリデータに係る規定は適用しません。

|               | 基本機能を利用する場合 | 追加機能を利用する場合            |
|---------------|-------------|------------------------|
| 蓄積できるメッセージの件数 | 3件          | 20件                    |
| 1のメッセージの録音時間  | 30秒         | 3分<br>(ファクシミリデータも同様)   |
| メッセージの保存期間    | 24時間        | 72時間<br>(ファクシミリデータも同様) |

(6)留守番通信機能に蓄積できるメッセージ及びファクシミリデータは、当社が別に定める時間が経過した後消去します。

(7) (6)の規定によるほか、留守番通信機能の利用の中止等があったときは、既に録音されているメッセージ及びファクシミリデータが消去されることがあります。この場合において、消去されたメッセージ及びファクシミリデータの復元はできません。

(8)自動着信転送機能を利用しているときは、利用することができません。

(9)伝言配信機能に係る指定先件数及び指定時間等その他の提供条件については、次表のとおりとします。

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 伝言配信の指定件数 | 3件               |
| 伝言配信の指定時間 | 伝言配信日の1ヶ月前から受付可能 |

(10)当社は、基本機能を一括して提供します。

6 (削除)

|  |  |           |    |
|--|--|-----------|----|
| 7<br>基本<br>文字<br>メ<br>ッ<br>セ<br>ー<br>ジ<br>機<br>能 | <p>(1)文字メッセージ接続機能<br/>文字メッセージを送信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2)電子メール接続機能<br/>メールアドレスを使用することにより、文字メッセージを電子メールとしてインターネットへ送信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(3)文字メッセージ配信機能<br/>文字メッセージ配信機能には次の種類があります。</p> <p>(7) 文字配信<br/>契約者回線等から送信された文字メッセージを一時蓄積し、その文字メッセージをその契約者回線に配信する等の機能</p> <p>(i) 優先文字配信<br/>契約者回線等から送信された文字メッセージを一時蓄積する際、配信順序を優先し、その文字メッセージをその契約者回線に配信する等の機能</p> | 1契約者回線ごとに | 無料 |
|--|--|-----------|----|

|               |  |           |                   |                     |
|---------------|--|-----------|-------------------|---------------------|
|               | <p>(ウ) メッセージデータ配信<br/>メッセージデータを文字メッセージとして一時蓄積し、その契約者回線に配信する等の機能</p> <p>(4) 国際文字メッセージ配信機能<br/>インターネットから送出された国際文字メッセージを国際文字メッセージ装置（文字メッセージを国際文字メッセージに変換又は国際文字メッセージを文字メッセージに変換するために設置する当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に蓄積し、その国際文字メッセージを文字メッセージとして契約者回線に配信することができるようにする等の機能をいいます</p> |           |                   |                     |
| 追加機能          | メッセージ拡張機能<br>その契約者回線から送信される文字メッセージについて、1のメッセージ長を1契約者回線ごとに拡張する機能をいいます。  | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |
|               | 電子メール変換機能<br>その契約者回線に付与されたメールアドレスに基づいてインターネットから送出された電子メールをメール変換装置（電子メールを文字メッセージに変換するために設置する当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に蓄積し、その電子メールを文字メッセージとして契約者回線に配信する等の機能をいいます。  | 1契約者回線ごとに | ソフトバンクサービス契約に係るもの | 第二種プリペイドサービス契約に係るもの |
|               |  |           | 150円<br>(157.5円)  | 450円<br>(税込)        |
| 特定電子メール配信拒否機能 | インターネット又は契約者回線（3G通信サービスの契約者回線を含みます。）から送出された特定電子メール（文字メッセージに係るものを除きます。）について蓄積を行わないようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |
| なりすまし電子メール配信  | インターネットから送出された電子メールのうち、なりすまし電子メール（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |

|                 |  |           |                   |                     |
|-----------------|--|-----------|-------------------|---------------------|
| 信拒否機能           |  |           |                   |                     |
| URL付電子メール配信拒否機能 | インターネットから送出された電子メールのうち、URLを含む電子メールの全部又は一部について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |
| 指定配信拒否機能        | 当社が別に定める方法により、指定した文字メッセージ（メッセージ拡張機能を利用して送信されたもの又はメッセージデータ若しくは電子メールであって文字メッセージとして取り扱うものに限ります。）の蓄積を行わないようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |
| メッセージ管理・通知機能    | (1) メッセージ管理機能<br>文字メッセージ又は文字メッセージとして取り扱うメッセージデータ、電子メール若しくは国際文字メッセージを一時蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は指定した文字メッセージの配信を行うことができるようにする機能をいいます。<br>(2) 蓄積通知機能<br>メッセージ管理機能により蓄積された文字メッセージの一部を、あらかじめその契約者回線へ通知することができるようにする機能をいいます。 | 1契約者回線ごとに | ソフトバンクサービス契約に係るもの | 第二種プリペイドサービス契約に係るもの |
|                 |  |           | 50円<br>(52.5円)    | 50円<br>(税込)         |
| 国際文字メッセージ接続機能   | メッセージ拡張機能を利用して送信された文字メッセージを国際文字メッセージとして送信することができるようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料                |                     |

|       |  |           |    |
|-------|--|-----------|----|
| 能     |  |           |    |
| 提供条件  | <p>(1) ソフトバンクサービス契約者又はプリペイドサービス契約者に提供します。<br/>ただし、国際文字メッセージ接続機能及び国際文字メッセージ配信機能は、ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 文字メッセージ機能を利用する契約者（ソフトバンクサービス契約者又はプリペイドサービス契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、ソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結したことになります。<br/>ただし、既にその契約者がソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結しているときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 文字メッセージの配信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が着信可能な状態にあることを当社が認知した場合に、当社が別に定めるところにより行います。<br/>ただし、メッセージ管理機能により文字メッセージが蓄積されている場合は、この限りではありません。</p> <p>(4) 文字メッセージの配信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が着信可能な状態にあることを当社が認知した場合に、当社が別に定めるところにより行います。<br/>ただし、メッセージ管理機能により文字メッセージが蓄積されている場合は、この限りではありません。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当するものは、着信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。<br/>(ア) メッセージ拡張機能を利用して送信された文字メッセージ。<br/>(イ) メッセージデータであって、文字メッセージとして取り扱うもの。</p> <p>(6) メッセージ管理機能により蓄積される文字メッセージは、当社が別に定めるメッセージ長等を超える場合に限ります。</p> <p>(7) 当社は、文字メッセージ機能を利用する場合であって、次に規定する通信に関する料金は、文字メッセージ機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。<br/>(ア) その契約者回線から文字メッセージを送信するために行った通信。<br/>(イ) メッセージ管理機能を利用して、文字メッセージを配信するために行った通信。</p> <p>(8) 基本機能又は追加機能により蓄積できる文字メッセージの数、1の文字メッセージ長等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(9) 蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(10) (9)の規定によるほか、文字メッセージ機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合、消去された文字メッセージの復元はできません。</p> <p>(11) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに1のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(12) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等をすることがあります。</p> <p>(13) 当社は、電子メール接続機能又は電子メール変換機能、国際文字メッセージ接続機能又は国際文字メッセージ配信機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備（当該電気通信設備を介して接続している電気通信設備を含みます。）に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(14) 当社は、電子メール接続機能又は電子メール変換機能、国際文字メッセージ接続機能、国際文字メッセージ配信機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(15) 文字メッセージ機能を利用する契約者が、当該機能を廃止又は廃止されたときは、ソフトバンクテレコム株式会社と締結した第1種オープンデータ通信網利用契約についても解除があったものとします。<br/>ただし、その契約者が指定先情報接続機能又は着信指定機能（指定する数が2のものに限ります。）を利用しているときは、この限りではありません。</p> <p>(16) 国際文字メッセージ接続機能を利用して行う通信に関する料金は、第5（通信料）2（料金額）2-1-1（3）イ（ウ）の規定に基づき算定した料金額に、2-1-1（3）イ（カ）に規定する料金額を加算したものと、その通信を行った契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。<br/>ただし、2-1-1（3）イ（ウ）に規定する料金額については、当社又は国際文字メッセージ接続機能を利用した契約者の責めによらない理由により国際文字メッセージが正常に送信されなかった場合でも、支払いを要します。</p> <p>(17) 国際文字メッセージ接続機能を利用して行った通信は、本邦外の法令、海外事業者が定めるところによりその取扱が制限されることがあります。</p> <p>(18) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> |           |    |
| 8 情報接 | <p>端末設備の操作等により指定した電気通信設備（ソフトバンクテレコム株式会社に係る電気通信設備又は当社の電気通信設備等をいいます。以下この欄において同じとします。）に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字等をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられることができる機能及びソフトバンクテレコム株式会社が提供するインターネットサービス（当社がソフトバンクテレコム株式会社との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用することができるようにする機能をいいます。</p>   | 1契約者回線ごとに | 無料 |



|                 |   |  |                        |           |
|-----------------|---|--|------------------------|-----------|
| <p>続機能</p>      | <p>す。</p> <p>(1) ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 指定先情報接続機能を利用する契約者（ソフトバンクサービス契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、ソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結したこととなります。</p> <p>ただし、既にその契約者がソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結しているときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 指定先情報接続機能により受けられる情報は、当社が別に定める者により作成されます。</p> <p>(4) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 指定先情報接続機能を利用する場合であって、次に規定する通信に関する料金は、指定先情報接続機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。この場合の料金については、該当する通信全てを契約者回線から行ったものとみなして、第5（通信料）2（料金額）2-1-1の規定により算定した額を適用します。</p> <p>(7) 契約者回線から指定した電気通信設備へ情報を要求するために行った通信。</p> <p>(4) 指定した電気通信設備から契約者回線へ情報を配信するために行った通信。</p> <p>(6) 当社は、指定先情報接続機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備（当該電気通信設備を介して接続している電気通信設備を含みます。）に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(7) 当社は、指定先情報接続機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(8) 指定先情報接続機能を利用する契約者が、当該機能を廃止又は廃止されたときは、ソフトバンクテレコム株式会社と締結した第1種オープンデータ通信網利用契約についても解除があったものとします。</p> <p>ただし、その契約者が文字メッセージ機能又は着信指定機能（指定する数が2のものに限ります。）を利用しているときは、この限りではありません。</p> |  |                        |           |
| <p>9 着信指定機能</p> | <p>数字又は文字等で作成された情報（文字情報を除きます。）を配信するために行われる通信（以下この欄において「通信」といいます。）について、その契約者回線の契約者があらかじめ指定した電気通信設備からの通信に限り、その着信を許容する機能をいいます。</p>   | <p>指定する数が1のもの（指定できる電気通信設備は当社に係るものに限ります。）</p> | <p>1契約者回線ごとに</p>       | <p>無料</p> |
| <p>提供条件</p>     | <p>(1) ソフトバンクサービス契約者又はプリペイドサービス契約者に限り提供します。</p> <p>ただし、プリペイドサービス契約者にあつては、指定する数が1のものに限ります。</p> <p>(2) 着信指定機能（指定する数が2のものに限ります。）を利用する契約者（ソフトバンクサービス契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、ソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結したこととなります。</p> <p>ただし、既にその契約者がソフトバンクテレコム株式会社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結しているときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 着信指定機能により着信する情報は、当社が別に定める者により作成されます。</p> <p>(4) 当社は、着信指定機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備（当該電気通信設備を介して接続している電気通信設備を含みます。）に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(5) 当社は、着信指定機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(6) 着信した情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(7) 着信指定機能を利用する契約者が、当該機能を廃止又は廃止されたときは、ソフトバンクテレコム株式会社と締結した第1種オープンデータ通信網利用契約についても解除があったものとします。</p> <p>ただし、その契約者が文字メッセージ機能又は指定先情報接続機能を利用しているときは、この限りではありません。</p>  |  |                        |           |
| <p>10</p>       | <p>（削除）</p>   |  |                        |           |
| <p>11 発信</p>    | <p>その契約者回線から発信する通信について、緊急通報用電話の契約者回線及び契約者があらかじめ指定した番号（以下「指定番号」といいます。）に係る契約者回線以外への発信を規制する機能をいいます。</p>  | <p>1契約者回線ごとに</p>                             | <p>500円<br/>(525円)</p> |           |

|  |                  |   |                 |                      |
|--|------------------|---|-----------------|----------------------|
| 先<br>限<br>定<br>機<br>能  | 提<br>供<br>条<br>件 | (1)ソフトバンクサービス契約者（当社が関東区域、東海区域又は関西区域の取扱所交換設備に登録したソフトバンクサービス契約者に限り提供します。）に限り提供します。<br>(2)契約者が指定できる指定番号は、当社が別に定めるものに限り提供します。<br>(3)指定番号の数は、当社が別に定める範囲内とします。<br>(4)当社は、設備運営上支障を及ぼすおそれのあるときは、その請求の承諾を延期することがあります。<br>(5)指定番号に関するその他の提供条件については、ソフトバンクサービスの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。   |                 |                      |
| 12<br>着<br>信<br>短<br>縮<br>ダ<br>イ<br>ヤ<br>ル<br>機<br>能   |                  | あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通信を着信短縮ダイヤル番号により行うことができるようにする機能をいいます。   | 1の着信短縮ダイヤル番号ごとに | 22,000円<br>(23,000円) |
|  | 提<br>供<br>条<br>件 | (1)ソフトバンクサービス契約者に限り提供します。<br>(2)ソフトバンクサービス契約者が指定できる指定契約者回線は、ソフトバンクサービスの契約者回線又は当社が別に定めるものに限り提供します。<br>(3)着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信は、ソフトバンク通信サービス（緊急通報用電話を除きます。）の契約者回線又は3G通信サービスの契約者回線からの通信に限り提供します。<br>ただし、着信短縮ダイヤル機能を利用している契約者回線の契約者から、着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信の一部を規制してほしい旨の届出があった場合には、この限りではありません。<br>(4)ソフトバンクサービス契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その発信を許容する地域を当社が定める地域単位ごとに指定することができます。<br>(5)当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。<br>(6)着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、ソフトバンク通信サービスの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。<br>(7)当社は、当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者から着信短縮ダイヤル機能の利用の申込みがあったときは、この着信短縮ダイヤル機能を提供します。<br>この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第9条（ソフトバンクサービス契約申込みの方法）及び第10条（ソフトバンクサービス契約申込みの承諾）の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用にあたっては、ソフトバンクサービス契約者とみなして取り扱います。 |                 |                      |
| 備 考<br>(1)端末設備の種類等により付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。<br>(2)その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、利用する付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。 |                  |   |                 |                      |

2-2 ソフトバンクパケットサービス契約に係るもの

| 区 分                   |  | 単 位       | 料金額（月額）        |
|-----------------------|--|-----------|----------------|
| 1<br>基<br>本<br>機<br>能 | (1)メッセージデータ機能<br>メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等（(3)に規定するメッセージデータ転送機能による転送を除きます。）を行うことができるようにする機能をいいます。<br>(2)蓄積通知機能<br>メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。<br>(3)メッセージデータ転送機能<br>蓄積したメッセージデータ（その情報量が当社が別に定める基準に達したものに限り提供します。）及び(2)に規定する蓄積通知機能による通知を、ソフトバンクサービスに係る電通信設備（文字メッセージ機能の文字メッセージ配信機能を提供するために設置する当社の | 1契約者回線ごとに | 100円<br>(105円) |

|      |                |  |           |                |
|------|----------------|--|-----------|----------------|
|      |                | 電気通信設備に限ります。)へ自動的に転送する機能をいいます。   |           |                |
| 追加機能 | メッセージデータ変換機能   | メッセージデータを電子メールとしてインターネットへ送信すること又はインターネットから送出された電子メールをメッセージデータに変換することができるようにする機能をいいます。          | 1契約者回線ごとに | 100円<br>(105円) |
|      | 国際メッセージデータ変換機能 | メッセージデータを国際メッセージデータとして送信すること又は国際メッセージデータをメッセージデータに変換することができるようにする機能をいいます。                      | 1契約者回線ごとに | 無料             |
|      | 特定電子メール配信拒否機能  | インターネット又は契約者回線(3G通信サービスの契約者回線を含みます。)から送出された特定電子メール(文字メッセージに係るものを除きます。)について蓄積を行わないようにする機能をいいます。 | 1契約者回線ごとに | 無料             |
|      | なりすまし電子メール配信   | インターネットから送出された電子メールのうち、なりすまし電子メール(当社が別に定めるものを除きます。)について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。                   | 1契約者回線ごとに | 無料             |

|                 |  |           |    |
|-----------------|--|-----------|----|
| 拒否機能            |  |           |    |
| URL付電子メール配信拒否機能 | インターネットから送出された電子メールのうち、URL付電子メールの全部又は一部について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。   | 1契約者回線ごとに | 無料 |
| 指定受信拒否機能        | 当社が別に定める方法により指定した、メッセージデータ又電子メールの蓄積を行わないようにする機能をいいます。  | 1契約者回線ごとに | 無料 |
| 提供条件            | <p>(1) 蓄積通知機能及びメッセージデータ転送機能は、ソフトバンクサービスに係る契約において、当社が別に定める付加機能を利用しているソフトバンクパケットサービス契約者に限り利用することができます。</p> <p>ただし、特定電子メール受信拒否機能、なりすまし電子メール配信拒否機能、特定URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能は、メッセージデータ変換機能を利用しているソフトバンクパケットサービス契約者に限り提供します。</p> <p>(2) スーパーメール機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者は、ソフトバンクテレコム株式会社とオープンデータ通信網利用契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、既にそのソフトバンクパケットサービス契約者が協定事業者と別に定める利用契約を締結しているときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 基本機能により蓄積できるメッセージデータの数、1のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(4) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(5) (4)の規定によるほか、スーパーメール機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(6) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに別に定める1のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(7) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがあります。</p> <p>(8) 当社は、メッセージデータ変換機能又は国際メッセージデータ変換機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(9) 当社は、メッセージデータ変換機能又は国際メッセージデータ変換機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(10) スーパーメール機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者が、当該機能を廃止した又は廃止されたときは、ソフトバンクテレコム株式会社と締結したオープンデータ通信網利用契約についても解除があったものとします。</p> <p>ただし、そのソフトバンクパケットサービス契約者が指定先情報接続機能を利用しているときは、この限りではありません。</p> <p>(11) 国際メッセージデータ変換機能を利用して行う通信（国際メッセージデータの送信に係る通信に限ります。）に関する料金は、料金表第5（通信料）第2（料金額）2-1-1（1）の規定に基づき算定した料金額に2-1-2（2）アに規定する料金額を加算したものとし、その通信を行った契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、2-1-1（1）に規定する料金額については、当社又は国際メッセージデータ変換機能を利用した契約者の責めによらな</p> |           |    |

|      |   |           |                      |
|------|---|-----------|----------------------|
|      | <p>い理由により国際メッセージデータが正常に送信されなかった場合でも、支払いを要します。</p> <p>(12) 国際メッセージデータ変換機能を利用して行った通信は、本邦外の法令、海外事業者が定めるところによりその取扱が制限されることがあります。</p> <p>(13) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p>  |           |                      |
| 2    | <p>端末設備のボタン操作等により指定した電気通信設備（ソフトバンクテレコム株式会社に係る電気通信設備又は当社の電気通信設備等をいいます。以下この欄において同じとします。）に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字等をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられるようにする機能及びソフトバンクテレコム株式会社が提供する電気通信サービス（インターネットに関するサービスであって、当社がソフトバンクテレコム株式会社との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用することができるようにする機能をいいます。</p>   | 1契約者回線ごとに | 100円<br>(105円)       |
| 提供条件 | <p>(1) 指定先情報接続機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者は、ソフトバンクテレコム株式会社とオープンデータ通信網利用契約を締結したこととなります。</p> <p>ただし、既にそのソフトバンクパケットサービス契約者がソフトバンクテレコム株式会社とオープンデータ通信網利用契約を締結しているときは、この限りでありません。</p> <p>(2) 指定先情報接続機能により受けられる情報は、当社が別に定める者により作成されます。</p> <p>(3) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(4) 指定先情報接続機能を利用する場合であって、次に規定する通信に関する料金は、指定先情報接続機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。この場合の料金については、該当する通信全てを契約者回線から行ったものとみなして、第5（通信料）2（料金額）2-1-2の規定により算定した額を適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線から指定した電気通信設備へ情報を要求するために行った通信。</p> <p>(イ) 指定した電気通信設備から契約者回線へ情報を配信するために行った通信。</p> <p>(5) 当社は、指定先情報接続機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(6) 当社は、指定先情報接続機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(7) 指定先情報接続機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者が、当該機能を廃止した又は廃止されたときは、ソフトバンクテレコム株式会社と締結したオープンデータ通信網利用契約についても解除があったものとします。</p> <p>ただし、そのソフトバンクパケットサービス契約者がスーパーメール機能を利用しているときは、この限りでありません。</p> |           |                      |
| 3    | <p>許容契約者回線（指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者が許容したソフトバンクパケットサービスの契約者回線及び3G通信サービスに係る契約者回線をいいます。以下同じとします。）から、指定通信課金機能を提供するために設置する当社の電気通信設備（以下この欄において「当社の電気通信設備」といいます。）及び相互接続点を介して、接続先指定電気通信設備（指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者があらかじめ指定した指定通信課金機能を利用するために設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）への通信を許容する機能をいいます。</p>   | 1契約者回線ごとに | 10,000円<br>(10,500円) |
| 提供条件 | <p>(1) 指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者は、あらかじめ1の接続先指定電気通信設備を指定して当社に届け出ていただきます。この場合において、接続先指定電気通信設備の数は1のソフトバンクパケットサービス契約者について1とします。</p> <p>(2) 許容契約者回線の登録は、当社が別に定める方法に限ります。</p> <p>(3) 指定通信課金機能を利用した接続先指定電気通信設備への通信は、許容契約者回線からの通信に限り許容します。</p> <p>(4) 指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者は、1の許容契約者回線ごとに第5（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。</p> <p>(5) 指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者は、ソフトバンク・ビズアクセスの利用に関する覚書に定めるところにより当社と合意したうえで、この指定通信課金機能を利用していただきます。</p> <p>(6) 当社は、指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者が、指定通信課金機能の利用において、別に定めるところにより当社と合意した内容に違反していることを認知した場合は、その指定通信課金機能の利用を停止することがあります。</p>   |           |                      |

- (7) 当社は、指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者からの届出により、1の許容契約者回線から、接続先指定電気通信設備への通信を停止することがあります。
- (8) 当社は、指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者からの届出により、許容契約者回線の登録の解除をすることがあります。
- (9) 指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者に係るソフトバンクパケットサービスの利用停止があったときは、指定通信課金機能を利用することはできません。この場合において、当社は、その指定通信課金機能に係る全ての許容契約者回線の登録を解除します。
- (10) 指定通信課金機能を利用するソフトバンクパケットサービス契約者に係るソフトバンクパケットサービスの利用停止が解除された場合は、新たに許容契約者回線の登録を要します。
- (11) 当社は、許容契約者回線について、契約者識別番号の変更があったとき又はソフトバンクパケットサービス契約の解除があったときは、許容契約者回線の登録を解除します。
- (12) 当社は、指定通信課金機能を利用した場合に生じた、情報の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。
- (13) 当社は、指定通信課金機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している接続先指定電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。